

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」の 県管理河川への拡充について

---

平成29年5月

宮城県土木部河川課

- 1. 「水防災意識社会再構築ビジョン」の概要**
- 2. 県管理河川への拡充について**

# 1. 「水防災意識社会再構築ビジョン」 の概要

# 水防災意識社会 再構築ビジョンとは

- 平成27年9月関東・東北豪雨では施設の能力を上回る洪水により堤防決壊等の甚大な被害が生じたが、このような超過洪水は、今後の気候変動により発生頻度が高まることが予想される。
- このことから、河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体が、近代的河川改修が実施される以前に有していた、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があり、国土交通省ではこの再構築のため平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定した。

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「**洪水氾濫を未然に防ぐ対策**」に加え、**氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策**」を導入し、平成32年度を目途に実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

・大規模氾濫時の減災対策協議会の設置  
・減災に係る取組方針の策定

### <危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



### <洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

### <住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
  - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



家屋倒壊等氾濫想定区域 ※

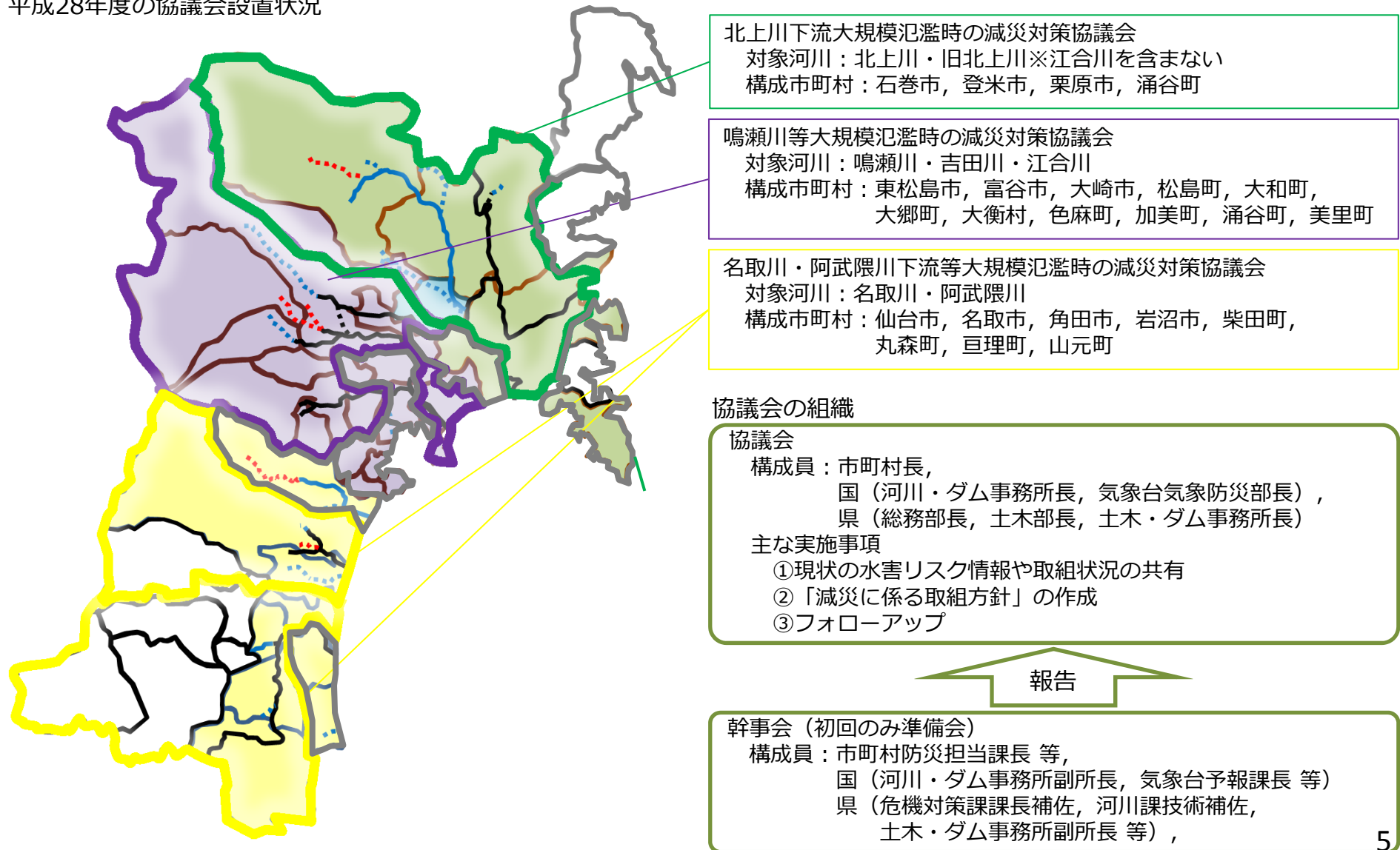
※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

※H27.12.11. 国土交通省資料に加筆

# 大規模氾濫時の減災対策協議会の設置・開催

- 河川管理者，都道府県，市町村等からなる協議会（大規模氾濫時の減災対策協議会）を設置し，減災のための目標を共有したうえで，ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進ための「減災に係る取組方針」を策定，各種施策を実施することとしている。
- 一級水系（主に国管理区間）では，平成28年度に協議会を設置し，取組方針も策定済みである。

## 平成28年度の協議会設置状況



# 減災に係る取組方針の構成

○大規模氾濫時の減災対策協議会において策定する「減災に係る取組方針」に基づき各種施策を実施及びフォローアップを行う。

## 減災に係る取組方針の構成と記載内容

1. はじめに…協議会設立の背景や課題，取組方針の概要を記載

2. 本協議会の構成員…構成員を記載

3. 河川の概要と主な課題…河川の特徴，既往洪水の概要及び主な課題を記載

### 4. 現状の取組状況及び課題

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促すリスクコミュニケーション（避難に係る情報伝達等に関する事項）
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動（水防に関する事項）
- ③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動（氾濫水の排水，施設運用等に関する事項）
- ④堤防等河川管理施設の現状の整備状況（河川管理施設の整備に関する事項）

5. 減災のための目標 平成32年までの今後5年間で達成すべき目標を記載。

### 6. 概ね5年で実施する取組

#### 1) ハード対策の主な取組

- ①洪水を安全に流すためのハード対策
- ②危機管理型ハード対策
- ③避難行動，水防活動，背水活動に資する基盤等の整備

#### 2) ソフト対策の主な取組

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促すリスクコミュニケーション
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動
- ③一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動

### 7. フォローアップ

協議会を毎年出水期前に開催し，取組の進捗状況を確認するとともに，必要に応じて取組方針を見直す等フォローアップを行う。

### 8. 別紙 関係機関毎に具体的な取組を表で整理

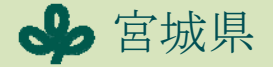
現状の水害リスク情報や取組状況の共有，概ね5年で実施する取組

## 2. 県管理河川への拡充について





# 「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」答申1



○国土交通省はこの一連の台風による被害を踏まえ、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきかを社会資本整備審議会に諮問。平成29年1月にその答申が公表された。

## ＜諮問内容＞

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきか。

### 【一連の台風による被害の特徴】

- 一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害や農業被害が復旧復興に深刻な影響

### 【気候変動・人口減少下における中小河川等の現状】

- 気候変動の影響に伴い集中豪雨発生頻度が高くなると、流下断面が比較的小さいこともあり、洪水氾濫による被害が発生しやすくなる。加えてその沿川は中山間地域である場合が多く、人口減少や高齢化の影響により地域防災力そのものが低下していることから、洪水などの自然災害に対して脆弱な地域となっている
- ・中小河川においても平成27年8月答申(社会資本整備審議会)も踏まえ、人命を守り、被害を最小化するハード・ソフト対策を柔軟かつ迅速に進めることが必要
- ・ハード対策やソフト対策を河川管理者のみならず、流域の関係者が一体となって進めていくことが必要

### 【平成27年12月答申を踏まえた主な取組状況】

- 国管理河川を中心として「水防災意識社会」の再構築に向け、ソフト対策とハード対策が一体となった取組が全国で展開されており、既に一部では取組による効果も発現
- タイムラインやホットライン等の取組については、国管理河川で効果が発現しており、都道府県管理河川においても、同様の取組を推進することが有効

### 【審議等経緯】



### 【委員】

- 委員長 小池俊雄  
(東京大学大学院工学系研究科教授)
- 委員 久住時男  
(新潟県見附市長)
- 清水義彦  
(群馬大学大学院理工学府教授)
- 関根正人  
(早稲田大学理工学術院教授)
- 多々納裕一  
(京都大学防災研究所教授)
- 田中 淳  
(東京大学総合防災情報研究センター長)
- 田村圭子  
(新潟大学危機管理本部危機管理室教授)
- ※敬称略 五十音順

## 対応すべき主な課題

### 【関係機関が連携したハード・ソフト対策】

- 都道府県管理河川においても取組を進める必要がある。

### 【適切な避難のための情報提供・共有】

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない 場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- 浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が必ずしも進んでいない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障。

### 【河川管理施設の機能の確保】

- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難

### 【災害リスクに応じた土地利用】

- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、必ずしも適切な土地利用がなされていない。

### 【中小河川等の治水対策】

- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生。
- 道路、鉄道、農地等において甚大な被害が発生し、復旧・復興が遅延するだけでなく、被災地以外にもその影響が波及。

### 【地方公共団体への支援】

- 都道府県管理河川は、河川数が多く総管理延長も長いことに加え、地方公共団体職員の減少や経験不足から、広域的かつ激甚な災害が発生した場合、情報収集、提供等の災害対応に支障。また、地方公共団体の被災状況によっては迅速な災害復旧を行うことが困難。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防団体が脆弱化しており、地域防災力が低下。

○答申では、対策の基本方針として、「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実することが示された。

## 対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

## 「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

### 水害リスク情報等の共有

- ・ 平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・ 水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定等の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・ 平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

### 要配慮者利用施設における確実な避難

- ・ 施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・ 各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

### 治水対策の重点化と効率的な実施

- ・ 輸中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・ 迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

### 土地利用のあり方

- ・ 地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

### 関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・ 水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・ 安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけでなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

### 本答申における検討対象

- ・ 中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

○答申では、台風による被害を踏まえ、要配慮者施設管理者向け説明会の実施等新たな実施項目が追加されている。

## ■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進

- (1) 水防災意識社会再構築のための協議会を活用した減災対策の推進
  - ・都道府県管理河川においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築

## ■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- (1) 確実な避難勧告等の発令に対する支援
  - ・各市町村の避難勧告等の発令基準やタイムライン等の点検を実施
  - ・ガイドライン策定等により都道府県管理河川でのホットラインの定着を促進
- (2) 水害リスク情報等の共有
  - ・水位周知河川に指定すべき河川の考え方を明確化し、指定を促進するとともに、早期指定が困難な河川でも浸水想定を簡易に提供する方策を検討
  - ・安価かつ設置容易な水位計の開発・設置の促進及び、水位情報を提供・管理する仕組み、体制の検討を実施
  - ・水位周知河川に指定されていない河川において、浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知する仕組みを構築
  - ・水位周知河川に指定されていない河川において、雨量情報の活用を検討
- (3) 要配慮者利用施設における確実な避難
  - ・施設管理者を対象とした防災情報等の説明会を関係機関と連携して推進
  - ・避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を徹底させるための仕組みを構築
  - ・モデル地区での関係機関による避難確保計画の作成と作成過程で得られた知見を全国展開する取組の実施
  - ・関係機関が連携し地方公共団体の避難確保計画点検用マニュアルを作成

## ■河川管理施設の効果の確実な発現

- (1) 河川管理施設の効果の確実な発現
  - ・操作不要な樋門等の導入を推進するとともに、地方公共団体以外の団体への操作委託を可能とするなど、確実な施設の運用体制確保の取組を推進
  - ・ICT等の最新技術の活用により河川管理の高度化に向けた取組を推進

## ■適切な土地利用の促進

- (1) 適切な土地利用の促進
  - ・関係機関と連携した水害リスク情報の提供
  - ・関係機関と連携して、災害危険区域指定事例を周知するなどの取組を検討

## ■重点化・効率化による治水対策の促進

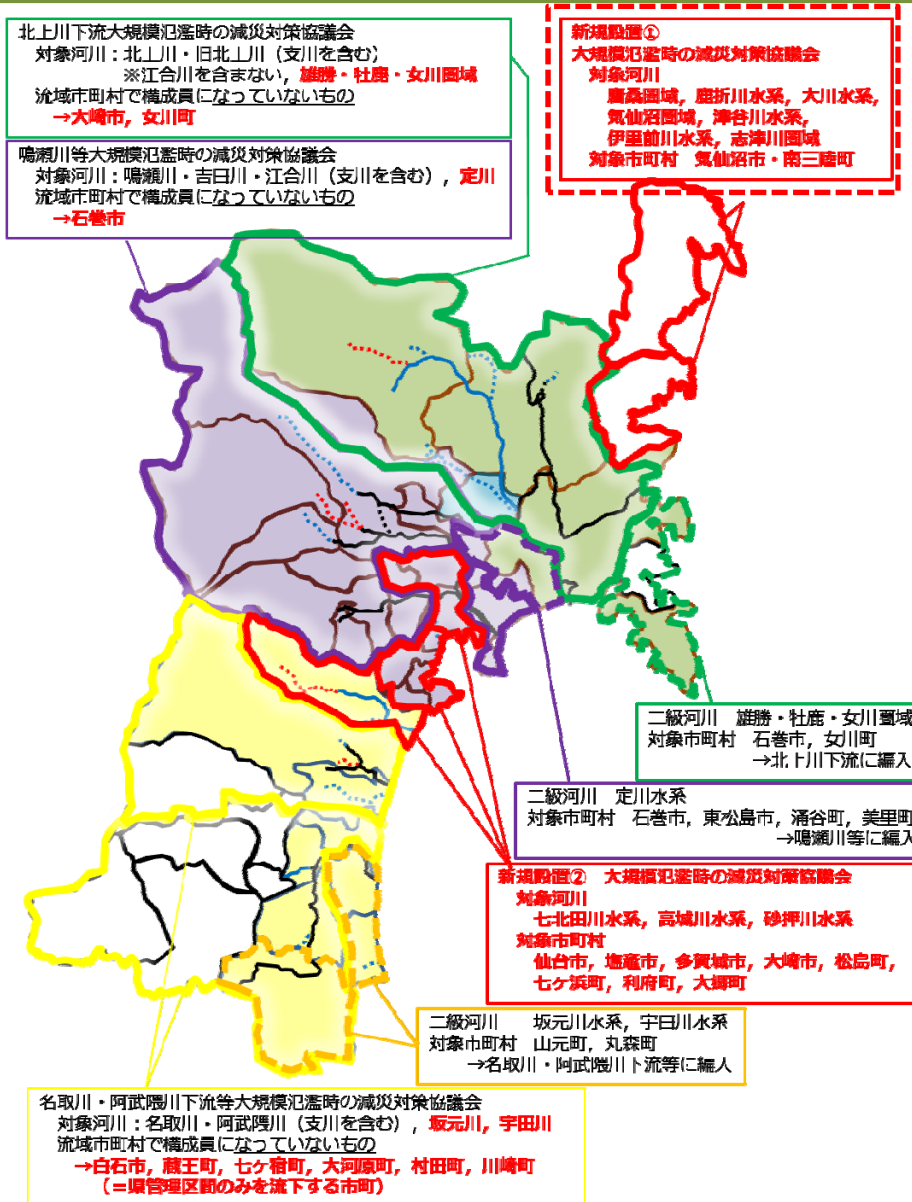
- (1) 人口・資産が点在する地域等における治水対策
  - ・洪水時の氾濫形態や地域の状況を考慮した上で、輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策により、生活拠点や防災拠点などの中枢機能を重点的に防御する治水対策を推進
  - ・避難場所や避難路の整備を河川改修と併せて実施する際に掘削土を活用するなど、関係者が一体となった取組により整備を促進
  - ・浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となっている自然地形等を保全する仕組みを構築
  - ・多様な機能を有するため池、水田などの機能の保全・有効活用も含め、貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策を地方部においても推進
  - ・流木による橋梁の流下阻害にかかるリスクを地域で確認し、施設管理者と共有・連携の上、阻害解消に向けた取組を推進
  - ・上流域において、流木や土砂の流出抑制の取組を推進
- (2) 上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策
  - ・上下流の河川管理者が協同し、流域全体を考慮した治水対策を推進
  - ・降雨状況の変化等を評価し、必要に応じて治水計画の見直しを実施
  - ・ダムや遊水地などの洪水調節施設の機能向上や運用の工夫など、既存ストックを最大限活用した効率的な下流負荷軽減対策を実施
  - ・大規模水害を受けた水系などにおいて既設ダムの暫定的な運用手法を検討
  - ・都道府県管理河川において、洪水調節施設の機能向上等の高度な技術を要する工事については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (3) 社会経済に大きな影響を与える施設の保全
  - ・河川管理者の治水対策とあわせて、重要施設の管理者が自ら浸水対策を実施するなど、重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

## ■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- (1) 早期復旧に対する支援
  - ・地方公共団体が行う災害対応力向上にかかる取組に対する支援を強化
  - ・地方公共団体が実施する一連の災害復旧への支援について検討
  - ・緊急的かつ高度な技術を要する災害復旧工事等については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (2) 地方公共団体における災害情報の収集・提供等への支援
  - ・発災前の警戒段階からの支援を検討するとともに、タイムラインの取組を都道府県管理河川においても拡大して推進
  - ・TEC-FORCE、災害査定経験者など災害対応についての豊富な知見を有する行政経験者や河川管理に関する資格保有者等を活用
- (3) 出水時における水防活動への支援
  - ・建設業者等がより円滑に水防活動を実施できる仕組みを構築

# 減災対策協議会の拡充と新設とスケジュール（案）

○「水防災意識社会再構築ビジョン」の都道府県の拡充に伴い、既存の減災対策協議会の拡充（＝構成員の追加）及び主要な二級水系については新たに協議会を設置する。



## ①既存協議会の拡充（北上川下流，鳴瀬川等，名取川・阿武隈川下流等）

協議会	幹事会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回協議会（4-5月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○取組方針の内容確認、決定 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幹事会（2-3月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○県管理区間への拡充について</li> <li>○取組方針（案変更）の作成 など</li> </ul> </li> </ul>

## ②新規設置協議会

協議会	幹事会（初回のみ準備会）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回協議会（4-5月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状の水害リスクの取組状況の共有</li> <li>○次期出水期までの取組の共有</li> <li>○減災目標</li> <li>○減災目標を達成するための各主体の取組、主体間の連携について</li> </ul> </li> <li>■ 第2回協議会（12月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○取組方針の内容確認、決定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 準備会（3月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会、幹事会の進め方の共有</li> <li>○スケジュール確認</li> </ul> </li> <li>■ 第1回幹事会（8月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○各主体の取組内容について</li> <li>○主体間の連携・協力内容について</li> <li>○取組方針（素案）の作成</li> </ul> </li> <li>■ 第2回幹事会（10月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○各主体の取組内容のとりまとめ</li> <li>○主体間の連携・協力内容のとりまとめ</li> <li>○取組方針（案）の作成</li> </ul> </li> </ul>

# 各協議会単位の構成員とスケジュール（案）

協議会の名称	対象河川名 (県管理区間含む)	協議会構成員名 (幹事会における市町村構成員は防災担当課長)	スケジュール
北上川下流等 大規模氾濫時の 減災対策協議会	【一級水系】 北上川水系迫川, 旧迫川 【二級水系】 雄勝・牡鹿・女川圏域 7水系	【国】北上川下流河川事務所長, 仙台管区気象台気象防災部長 【県】総務部長, 土木部長, 北部土木事務所栗原地域事務所長, 東部土木事務所長, 東部土木事務所登米地域事務所長, 北部土木事務所長, 栗原地方ダム総合事務所長 【市町村】石巻市長, 登米市長, 栗原市長, 涌谷町長, 大崎市長, 女川町長	協議会 H29.5.31 (水) 10:00~ 大崎市生涯学習 センター (パレットお おさき)
鳴瀬川等 大規模氾濫時の 減災対策協議会	【一級水系】 鳴瀬川水系鳴瀬川, 吉田川 北上川水系江合川 【二級水系】 定川水系 1水系	【国】北上川下流河川事務所長, 鳴瀬川総合開発調査事務所長, 鳴子ダム管理所長, 仙台管区気象台気象防災部長 【県】総務部長, 土木部長, 仙台土木事務所長, 北部土木事務所長, 東部 土木事務所長, 大崎地方ダム総合事務所, 仙台地方ダム総合事務所 【市町村】東松島市長, 大崎市長, 富谷市長, 松島町長, 大和町長, 大郷町長, 大衡村長, 色麻町長, 加美町長, 涌谷町長, 美里町長, 石巻市長	※北上川下流等・ 鳴瀬川等は合同 開催
名取川・ 阿武隈川下流等 大規模氾濫時の 減災対策協議会	【一級水系】 名取川水系名取川, 広瀬川 阿武隈川水系白石川 【二級水系】 坂元川水系, 宇田川水系 2水系	【国】仙台河川国道事務所長, 釜房ダム管理所長, 七ヶ宿ダム管理所長, 仙台管区気象台気象防災部長 【県】総務部長, 土木部長, 仙台土木事務所長, 大河原土木事務所長, 仙台地方ダム総合事務所長 【市町村】仙台市長, 名取市長, 角田市長, 岩沼市長, 柴田町長, 丸森町長, 亘理町長, 山元町長, 白石市長, 蔵王町長, 七ヶ宿町長, 大河原町長, 村田町長, 川崎町長	協議会 H29.6.2 (金) 13:30~ 仙台河川国道事 務所
新規設置① 大規模氾濫時の 減災対策協議会	【一級水系】 なし 【二級水系】 唐桑圏域, 鹿折川水系, 大川水系, 気仙沼圏域, 津谷川水系, 伊里前川水系, 志津川圏域 計17水系	【国】仙台管区気象台気象防災部長 (アドバイザー) 東北地方整備局河川部 【県】総務部長, 土木部長, 気仙沼土木事務所長 【市町村】気仙沼市長, 南三陸町長	協議会 H29.5.17 (水) 13:30~ 気仙沼保健所
新規設置② 大規模氾濫時の 減災対策協議会	【一級水系】 なし 【二級水系】 七北田川水系, 高城川水系, 砂押川水系 計3水系	【国】仙台管区気象台気象防災部長 (アドバイザー) 東北地方整備局河川部 【県】総務部長, 土木部長, 仙台土木事務所長, 北部土木事務所長, 仙台地方ダム総合事務所長 【市町村】仙台市長, 塩竈市長, 多賀城市長, 大崎市長, 松島町長, 七ヶ浜町長, 利府町長, 大郷町長	協議会 H29.5.24 (水) 14:00~ 県庁

※赤字は新規追加分

※以降必要に応じて幹事会, 協議会を実施

